

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和2年6月5日

仙台法務局古川支局 登記官 舩 澤 茂 樹

記

意見又は資料の提出先 仙台法務局不動産登記部門又は古川支局登記部門

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
3702-2020-1001	加美郡加美町字中嶋川原田 2 2 - 1	田	8 9 3
3702-2020-1002	加美郡加美町字中嶋川原田 2 2 - 2	田	7 3

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年5月6日

仙台法務局古川支局 登記官 若 菜 博 紀

記

意見又は資料の提出先 仙台法務局不動産登記部門又は古川支局登記部門

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
3702-2021-2001	大崎市古川新田字沢目 3 4	畑	1 3 8 5
3702-2021-2002	大崎市古川新田字沢目 3 5	原野	4 7 2
3702-2021-2003	大崎市古川新田字沢目 3 7	原野	3 1 6 3
3702-2021-2004	大崎市古川新田字沢目 4 0 - 2	原野	7 9
3702-2021-2005	大崎市古川新田字沢目 4 2	畑	2 3
3702-2021-2006	大崎市古川新田字沢目 4 4	畑	9 2
3702-2021-2007	大崎市古川新田字沢目 4 5	畑	1 6 5
3702-2021-2008	大崎市古川新田字沢目 5 0	畑	3 8 0
3702-2021-2009	大崎市古川新田字沢目 8 5 - 1	田	9 ・ 9 1
3702-2021-2010	大崎市古川新田字沢目 1 0 3	墓地	2 6
3702-2021-2011	大崎市古川新田字沢目 1 0 4	墓地	4 6
3702-2021-2012	大崎市古川新田字沢目 1 0 5	墓地	3 9